【参考資料１】

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会
中間とりまとめ

平成 26 年４月

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが
大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会

目　次

Ⅰ　はじめに　・・・・・1

Ⅱ　これまでの検討経緯　・・・・・2
1．条例検討会設置の経緯　・・・・・2
2．条例検討会での検討経過　・・・・・3

Ⅲ　障がい及び障がい者の特性・特徴　・・・・・4

Ⅳ「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集・分析・・・4
1．「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集・・・・・4
2．「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の分析・・・・・5

Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項　・・・・・6
1．条例の目的　・・・・・6
2．条例の名称　・・・・・6
3．定義　・・・・・7
4．市の責務・市民等の責務　・・・・・8
5．障がいを理由とした差別の解消　・・・・・8
（1）不当な差別的対応の禁止　・・・・・9
（2）合理的配慮の不提供の禁止　・・・・・10
6．障がいを理由とした差別の未然防止策　・・・・・11
（1）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施　・・・・・11
（2）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実　・・・・・12
（3）障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み・・・12
（4）差別解消のための第三者機関　・・・・・12
7．障がいを理由とした差別の事後対応策　・・・・・13

８．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援　・・・・・14
（１）教育　・・・・・14
（２）保育・療育　・・・・・14
（３）就労支援　・・・・・15
（４）情報・コミニケーション　・・・・・15
（５）社会参加の機会の拡大　・・・・・16
（６）居住場所の確保　・・・・・16
（７）適切な説明及び情報提供　・・・・・16
（８）プライバシーへの配慮　・・・・・16
９．その他　・・・・・17
新潟市相談・紛争解決機関（イメージ）　・・・・・・18

【資料編】

資料１：（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会開催要綱　・・・・・・19
資料２：（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会委員名簿　・・・・・・21
資料３：障がい特性について　・・・・・・22

Ⅰ　はじめに

平成１８年に国際連合において障がい者の基本的人権を保障する「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

その後、国においては権利条約の批准と具現化に向け、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の制定等を行い、平成 26 年 2 月 19 日より、条約が日本において効力を生じることとなりました。

このように、障がいのある人が地域で暮らすための法的整備を含む環境整備や福祉サービスが大きく変わり続けていますが、未だに、障がいのある人は、社会の理解や認識の不足により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

また、差別は、それとは気づかずに行なわれることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、様々な立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要であり、さらに、障がいのある人自身も、これまで以上に、自らの状況について理解を深めてもらうための主体的な活動や発信が求められてきます。

私たち誰もが加齢や疾病により体の機能が低下していくことを考えれば、障がいのある人の暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の共通の課題でもあります。

このような状況を踏まえると、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会をつくるための本市独自の条例が必要だと考えます。

他都市では、平成１９年に千葉県が、障がいのある人に対する差別をなくすことを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、その後北海道、岩手県、熊本県、長崎県、沖縄県、さいたま市、八王子市、別府市でも同様の条例が制定されました。

本市においても、平成 25 年 6 月より「(仮称) 障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会(以下「条例検討会」という。)」が設置され、本市独自の条例の制定に向け検討を重ねてきました。この「中間とりまとめ」は、条例検討会におけるこれまでの委員意見等について一定の整理を行い、市民に対して議論の途中経過を示すことを目的に中間的に取りまとめたものです。

今後は、「中間とりまとめ」をもとに、市民や関係団体と意見交換を行い、条例検討委員以外の市民の皆様のご意見を踏まえながら、条例の構成・内容等について検討していきたいと考えています。

Ⅱ　これまでの検討の経緯

１．条例検討会設置の経緯

○　平成 18 年 12 月に国連で「障害者の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。)」が採択された後、政府による批准に向けた調査・検討を行うとする動きのなか、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」において権利条約批准に向けた障害者基本法の改正が意見として明示されました。その後、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、平成 24 年 6 月に障害者総合支援法・平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、権利条約批准に向けた国内法の整備が着々と進んできました。

○　また、千葉県や北海道をはじめとする自治体による独自の条例を制定、又は制定に着手するなどの動きがあり、現在もその動きは活発となっています。

○　本市では、平成 20 年 9 月市議会一般質問の「(仮称）障がい者基本条例（以下、「基本条例」という。)」の制定について」において、「基本条例を含めて幅広い議論を行う必要がある」と市長答弁したことを受け、平成 21 年 10 月から「新潟市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」。現「新潟市障がい者施策審議会」)」で調査・研究のための議論を進めてきました。

○　平成 23 年 5 月には「(仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会（以下、「作業部会」という。)」を設置し、条例の必要性等について検討を行い、基本条例のあり方をはじめ、期待する効果や制定後の取り組みなどに係る「(仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書（以下「部会報告書」という。)」をまとめました。

○　その部会報告書に基づき、平成 24 年 3 月に「『(仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例』の制定に向けた提言書（以下、「提言書」という。)」が、協議会から市長に提出されたのを受け、平成 25 年 6 月から「(仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会（以下、「条例検討会」という。)」において、本市独自の条例の制定に向け検討を重ねてきました。

【条例検討会の役割】

①提言書・意見書及び障害者差別解消法の分析を行うとともに、基本条例の目的・必要性・独自性について検討すること

②差別事例の分析を行い、「何が差別と感じられ、どのような生きづらさを感じているか」共通認識を持つとともに、その解決方法について議論すること

③「中間とりまとめ（案）」について議論すること

④「条例（案）」について議論すること

２．条例検討会での検討経過

○　平成25年6月20日に第1回条例検討会を開催し、毎月1回のペースで検討を重ねてきました。検討会では、各障がい当事者やその家族の方から、それぞれの障がい特性についてお話いただくことで、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした差別事例の解決方法について、様々な議論を行ってきました。

≪これまでの検討会開催状況≫

回	年月日	内　　容
第1回	H25.6.20	(1)座長及び副座長の選出 (2)検討会の役割及び今後の進め方について (3)提言書・意見書について (4)差別解消法について
第2回	H25.7.18	差別事例の分析
第3回	H25.8.22	今後の進め方・スケジュールについて
第4回	H25.9.19	各障がい種別の特性について
第5回	H25.10.17	差別事例の分析（第1回ワーキング作業）
第6回	H25.11.21	差別事例の分析（第2回ワーキング作業）
第7回	H25.12.19	差別事例の分析（第1回ﾜｰｷﾝｸﾞ報告・確認）
第8回	H26.1.16	差別事例の分析（第2回ﾜｰｷﾝｸﾞ報告・確認）
第9回	H26.3.20	「中間とりまとめ（案）」について
第10回	H26.4.17	「中間とりまとめ（案）」について

Ⅲ　障がいの特性・特徴

○　「各障がいの特性・特徴について情報共有が図られて、初めて議論のスタートラインに立てるのではないか」、「それぞれの障がいの特性、特徴をはっきり正しく知ること、皆さんに広めること、また目に見えない障がいを、皆さんにきちんと理解させるということがとても大切」などの委員意見を受け、第４回検討会では、各障がい者団体から選出された７人の委員から、それぞれの障がいの特性・特徴について発表してもらうことで、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めました。　※検討会当日の発表資料については、【資料編】「資料３：障がい特性について(P22)」　参照

Ⅳ　「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集・分析

１.「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集

○　寄せられた差別事例を通じて、条例検討会委員の中で「何が差別と感じられ、どのような生きづらさを感じているか」共通認識を持ち、さらにその解決方法やその実現に向けた課題、条例に盛り込むべき内容等を検討するための基礎資料とすることを目的として、市では「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例募集」を行いました。

・募集対象：新潟市に住所のある方または所在する団体

・募集期間：平成25年4月21日から6月20日

○　なお、差別事例については、91 通・167 件の応募があり、その他の事例と合わせ、合計 478 件の事例を基礎資料として、検討会で議論を重ねました。

≪差別事例件数内訳≫

分野	事例募集	計画ｱﾝｹｰﾄ※１	委員発言※2	計
①福祉	20件	24件	0件	44件
②医療	6件	17件	0件	23件
③商品販売･ｻｰﾋﾞｽ提供	9件	8件	1件	18件
④労働	19件	40件	0件	59件
⑤教育	9件	45件	0件	54件
⑥建物・公共交通	45件	16件	0件	61件
⑦住宅分野	3件	2件	0件	5件
⑧情報・ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ	9件	3件	5件	17件
⑨その他	47件	150件	0件	197件
計	167件	305件	6 件	478件

※1　計画アンケート:「第２次新潟市障がい者計画策定時のアンケートによる事例(H22年度実施)」

※2　第1回検討会での委員発言による事例

２.「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の分析

○　誰もが身近なことと捉えやすいように、差別事例を、①福祉分野、②医療分野、③商品販売・ｻｰﾋﾞｽ提供分野、④労働分野、⑤教育分野、⑥建物・公共交通分野、⑦住宅分野、⑧情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ分野、⑨その他の９分野ごとにグループ化するとともに、分野ごとの事例を下記の３つの類型に分類しました。

○　類型については、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法、他自治体の条例等を踏まえ、障がいを理由として区別等異なる対応をする「①不当な差別的対応」と、他の人と実質的な平等を確保するために必要な配慮を行わない「②合理的配慮の不提供」の２つを差別的な対応としました。

類　　型	説　　明
①不当な差別的対応	障がい及び障がいに関連する事由を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること
②合理的配慮の不提供	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者・市民等の周りの人が、その人の人権を尊重して、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にならないもの）などを行わないこと
③その他	冷たい対応や特別視されたなど、上記の区分以外のもの

○　第５回・第６回検討会で行った差別事例の分析については、より深い議論ができるよう、グループワーク形式で議論を行い、その解決方法について検討しました。さらに、第７回・第８回検討会では、各グループがグループワーク形式で議論した内容を発表し、その内容について全委員で討議しました。

≪グループワーク≫２０人の委員を５人×４グループに分け、各グループが下記の検討分野を担当

①教育／情報・コミュニケーション分野
②商品販売・サービス提供／労働分野
③福祉／医療／その他分野
④建物・公共交通／住宅分野

○　なお、検討会で出された委員意見をもとに、「Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項」において、条例の目的・定義・差別をなくす対応策等の項目別に整理してまとめてみました。

○　また、応募いただいた事例については、条例検討会の基礎資料とするとともに、市民全体で情報共有を図り、障がいのある人もない人も住みやすい新潟市づくりのために役立てていきたいと考えています。

Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項

１．条例の目的（「条例の目指すべき社会」及び「その社会を達成するための手段」）

○　提言書においては、「障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めること」を条例制定の目的としています。

○　しかし、条例の目的規定としては、まず目的達成に必要な手段を掲げ、その後に目的を規定するという形が一般的であるため、今後の条文化作業に備え、「手段・目的」の形で目的規定を考えていくこととしました。

○　条例の目的については、提言書の内容を踏まえるとともに、千葉県や熊本県、八王子市などの目的規定を参考に、下記のようなものが考えられます。

【条例の目的】

「障がいのある人を取り巻く状況について理解を深める施策（＝条例の目指すべき社会を達成するための手段）」を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、「社会的障壁のない『共に生きる社会』（＝条例の目指すべき社会）」の実現に寄与することを目的とする。

２．条例の名称

○　条例の名称については、提言書において出された「『障がいのある人もない人も（＝「オール市民」という意味）一人ひとりが大切にされ（＝「様々な問題を解決できる力を持とう」という意味）いかされる（＝「当事者自身がいかされ、新潟市の中で貢献する」という意味）新潟市づくり条例』が、三つの重要な意味を含んでいて望ましい」という意見があった一方で、「名称として長すぎる」、「“いかされる”という受動的な表現が良くない」という意見もありました。

○　これらの意見や上記の条例の目的等を踏まえ、下記のものを「中間とりまとめ」における条例の名称・略称としています。

名称	障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例
略称	共に生きる新潟市づくり条例

３．定義

○　平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」を「障害」としたうえで、「障害者」をこれらの「障害」がある者であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、法律で社会的障壁を位置づけ、障がいのある人の生活上の制限は、障がいによるものだけでなく、社会における様々な障壁によって生じるとしています。しかし、「難病という言葉が見えるように定義すべき」、「発達障がいは別に定めるべきではないか」などの委員意見があったことから、長崎県条例の定義を参考に下記のように定めることが考えられます。

○　差別（①「不当な差別的対応」と②「合理的配慮の不提供」）」については、障害者基本法や障害者差別解消法では定義されていませんが、条例では、どのような行為が差別にあたるのか、市民が共通の認識を持つことができるように、障害者権利条約や他自治体の条例を参考として、下記のとおり定義することが考えられます。

区　　分	説　　明
障がいのある人	身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
社会的障壁	障がいのある人にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
差別	客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不当な差別的対応を行うこと又は合理的配慮の不提供をいう
不当な差別的対応	障がい及び障がいに関連する事由を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること

合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者・市民等の周りの人が、その人の人権を尊重して、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にならないもの）などを行うこと

４．市の責務・市民等の責務

○　市の責務・市民等の責務については、条例の目的や「障がい当事者の主体的な取組み（①当事者自身が、積極的に差別の実情や障がい特性を伝えていくこと、②当事者同士が、自分とは異なる障がいについて理解を深めていくこと）が重要。」、「障がいのある人自らが、交流を深める必要がある」などの意見を踏まえると、下記のものが考えられます。

事項	内　容
市の責務	条例の実施に責任を有し、障がいを理由とした差別をなくし、条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること
市民及び事業者の責務	①障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別をなくす取り組みを市と一体となって行うこと ②障がいのある人自らが、その「生きづらさ」や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解と交流を深めていくこと ③障がいのある人が、自分とは異なる障がいについて理解を深めていくこと

５．障がいを理由とした差別の解消

○　障がいのある人の人格及び人権が尊重され、「社会的障壁のない『共に生きる社会』」を実現するためには、市民一人一人が、多様性を受け入れるとともに、障がいのある人への誤解･偏見をなくしていくことが必要です。また、不当な差別的対応をせず、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活するために必要な配慮を積極的に行うことが重要です。

○　そのため、差別（（１）「不当な差別的対応」と（２）「合理的配慮の不提供」の２種類に区分）を解消するための規定を設けることが必要です。

（１）不当な差別的対応の禁止

○　差別をなくすためには、条例において、障がい等を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をする「不当な差別的対応」を禁止（義務規定）することが必要です。

○　不当な差別的対応の内容について、「就職活動の応募の場合は“機会均等”であることを強調して条例に盛り込む」、「不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める」など、条例に具体的な内容を盛り込むべきとの意見が出されましたが、一方で、条例全般の意見として、「どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある」、「条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある」との意見も出されたことから、具体的な内容を条例に盛込むか、条例と併せて策定するガイドラインに盛込むのかについては、引き続き検討していきます。

≪不当な差別的対応の具体的な内容≫

【福祉分野】

障がいを理由として福祉（サービス）の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【医療分野】

障がいを理由として医療の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【商品販売・サービス提供分野】

障がいを理由として商品の販売又はサービスの提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【労働分野】

（１）障がいを理由として募集・採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

（２）障がいを理由として賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練又は福利厚生について不利益な取扱いをすること

（３）障がいを理由として解雇すること

【教育分野】

（１）本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと

（２）本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること

【建物・公共交通分野】

（１）障がいを理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

（２）障がいを理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつ

けること

【住宅分野】

障がいを理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

【情報・コミニケーション分野】

障がいを理由として情報の提供及び意思表示を拒んだり、制限したり、これに条件を付けること

≪不当な差別的対応と考えられる事例≫

・飲食店で盲導犬の同伴を断られた。（視覚障がい）

・「Ａ駅には駅員がいない。Ｂ駅は今日の集計をしていて忙しく対応できない」との理由で、最寄のＡ駅ではなく、二駅先のＣ駅で降りることとなった。（肢体不自由）

・役所で障がい者手帳を受け取るときに、公的サービスの一覧を読み上げてくれたが、最初のいくつかの項目だけで読みあげを打ち切られてしまった。（視覚障がい）

・「当医院（内科・歯科・整形外科）では対応できないから他へ行ってください」と言われた。（精神障がい）

・探した物件は、当初保証人不要と言っていたのに、障がい者であることがわかると最終的には保証人が必要になった（不明）

（２）合理的配慮の不提供の禁止

○　市…市については、障害者差別解消法と同様、障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、その状況に応じた変更や調整などの合理的配慮（お金や労力の負担が過度にならないもの）を行わない「合理的配慮の不提供」を禁止（義務規定）する必要があります。

○　事業者（障害者差別解消法第２条第７号に規定するもの）…「民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない」、「民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないでしょうか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

また、「障害者差別解消法」においても、障がいのある人とその相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針（障害者差別解消法第 11 条に規定するもの）により自発的な取組を促すこととしています。

これらのことを踏まえ、事業者の合理的配慮については、努力規定とすることとし、今後、国が示す事業者のための対応指針を参考としながら、見直しを図る

ことが考えらます。

○　合理的配慮の内容については、個々の状況に応じて多様であり、一律に具体的な定義をすることは困難であるため、個別事案ごとに当事者双方で十分に話し合い、その内容を決めていくことが考えられます。

そのため、条例においては、合理的配慮の具体的内容を示すことはせず、条例と併せて策定するガイドラインの中で一定の基準を示すことが考えられます。ガイドラインについては、今後、国が示す対応要領や対応指針を参考とするとともに、状況の変化に応じて順次見直しを図ることが望まれます。

≪合理的配慮の不提供と考えられる事例≫

・うつ状態で２～４週間の休養の診断書を提出したのに、上司に出社を強要された（精神障がい）

・職場で情報保障を行ってもらえない（聴覚障がい）

・白杖を持った視覚障がい者が単独でバスに乗車した際、席が空いていれば、一言「席が空いていますよ。」と運転手・乗客に声掛けしてほしい（視覚障がい）

・上肢まひもあり車で移動している身障者が、駐車場の駐車券が取れないために、利用できないでいる（肢体不自由）

・行政からの市民向けの広報において、視覚障がい者でも読める、点字・録音・データでの提供がないときがある（視覚障がい）

６．障がいを理由とした差別の未然防止策

（１）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

○　「障がいや障がい者について理解を深めるため、学校での教育が大事」、「障がい当事者が差別だと感じるのに対し、事業者が差別だと感じていることを認識できていない場合がある。その原因は、事業者が障がい特性を知らないことに起因していることが多い」、「障がい者を受け入れることについて、事業者の理解はあっても、お客様がそれを理解していないということが有り得る」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

○　これらのことを踏まえると、障がいのない人が、障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解できるような取組みとして、行政・学校・企業など様々なところで、障がいのある人に対する市民の理解を深める周知啓発・研修を行うとともに、障がい者支援に関する取り組みを発信する必要があります。

○　また、具体的な取組みとしては、既存の法律（身体障害者補助犬法・バリアフリー新法）や代筆のあり方などについて、周知啓発を図っていくことや、一般の人が障がい特性を理解できるようなマニュアルを作成することなどが考えられます。

（２）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実

○　「障がいのある人への理解を深めるため、障がいのある人とない人とが交流する機会を設ける必要がある」、「ソフトの充実・豊かな人の交わりにより、みんなが手助けしてくれる社会を作る」、「地域の人・障がい当事者・事業者など様々な立場の人が、オープンな場で話し合うことで解決できるのでは」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

○　これらの意見を踏まえ、障がいのある人とない人との交流の機会の拡大・充実を図り、障がいのある人が身近な存在に感じられ、相互理解を深める取組みが必要だと考えられます。

（３）障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み

○　「障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するなど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い」、「“盲導犬同伴歓迎”のお店にはマークを付けたり市のホームページに掲載するなどのインセンティブが与えられると、それを武器にする事業主も出てくるのではないか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

○　そのため、障がいのある人に配慮した取組みを行っている事業者を積極的に市民に周知（市報やホームページ、事例集等で紹介）し、模範となる事業者を応援する仕組みが必要です。

（４）差別解消のための第三者機関

○　障がい者差別を未然に防止する一つの方法として、①制度や習慣、慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題などを解決すること、また②障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みについて協議・発信すること、③障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努めることなどを目的とする「（仮称）差別解消推進委員会」を設置することが有効だと考えられます。

○　一方で、障害者差別解消法で規定する「障害者差別解消支援地域協議会」について、現在国が検討会を開催し、そのあり方に関して検討中であるため、その検討状況も踏まえ、どのような組織が適当なのか、引き続き検討していきます。

※（仮称）差別解消推進委員会が取組むことが想定される事例（委員意見より想定）

①窓口の対応を希望する方やＡＴＭの操作時に手助けのいる方を対象にカードを作成する。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。

②上肢不自由な障がい者が駐車券発券機を使うことができない場合、呼び出しボタンを付けたり、電話番号を表示して、手助けを求められるような体制を作る。

③肢体不自由者はＡＴＭが利用できず、通帳と印鑑を持って手続きを行い、窓口で手数料を支払う。手数料を減免してほしい。

④必要な手助けが記載してあるカードを作成。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。

⑤全部の銀行に視覚障がい者が使えるＡＴＭは入っていない現実がある←改善を図っていく

７．障がいを理由とした差別の事後対応策

○　障がいを理由とした差別を解消するための規定を設けるだけでは、実際に障がいを理由とした差別が起きた場合、差別的対応を受けた者とそれを行ったとされる者との双方がお互いを理解し合って解決することは困難です。

○　そのため、公平中立な立場の第三者機関（＝相談・紛争解決機関）を設置し、各関係機関と連携しながら、当事者双方の間に入って事後解決を図っていく必要があります。

○　また、事後解決の手段としては、罰則の規定を設けることが考えられますが、障がいのある人に対する差別をなくすためには、障がいのある人の生きづらさを、多くの方々に理解していただくことが大切であり、また、差別の中には、時間や費用をかけて解消しなければならないものが多くあると考えられます。

○　そのため、第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、差別を行った側の罰則は設けないことが適当と考えられます。

○　なお、差別的な対応があった場合、行政等による助言・あっせん・勧告を行い、改善・解決を図りますが、それでも改善されなかった場合、その事実を公

表することで、条例の実効性を確保することが考えられます。

※「P18　新潟市相談・紛争解決機関（イメージ）」参照

８．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

市民全体の機運が醸成され、実効性のある、より身近な条例となるよう、市が率先して特徴的な取組みを行うことが必要と考えられます。

（１）教育

○　教育に関しては、「障がい者への理解を深めるため、教育の場において、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備する必要がある」、「障がい者への理解が不足している」、「教職員に対して、差別禁止の教育を行う」、「一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする」などの様々な意見が出されました。

○　これらの意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

①障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいのある人とない人が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図ること。

②障がいのある人とない人との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ること。

③教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること。

④「個別の教育支援計画」について、障がいのある生徒・児童を対象に策定し、個人に合った合理的配慮を把握するとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備すること。

※　本市が設置する学校以外の学校が、条例の適用対象となるかは、現在調査中

（２）保育・療育

○　保育・療育に関しては、「障がいのある子どもを早期に発見・支援する体制を作っていく必要がある」との意見が出されました。

○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

・障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携し、家庭や本人の状況について確認・把握した上で、適切な支援につながる仕組みを構築すること。

（３）就労支援

○　障がいのある人の就労に関しては、「事業者側には、障がい者ができる仕事を見出すこと（仕事内容を細分化し、切り分ける）に取り掛かってほしい」、「ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングもしやすく、そこで紹介されている企業も理解があるところが多いが、当事者はその情報も不足しているかもしれない。積極的な情報提供・発信が必要である」、「事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく活用してほしい。その周知も必要」など様々な意見が出されました。

○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

①市は、障がいのある人が就労することにより自立した生活を送ることが出来るように、事業者、関係機関と連携し、障がいのある人が必要とする就労に係る相談や支援体制を整備すること。

②市は、関係機関と連携して、事業者に対して障がい者就労に関する制度の周知を図ること。

③市及び事業者は、障がいのある人の特性を理解し、障がいのある人が働ける機会を広げるとともに、就労が継続するように取り組むこと。

（４）情報・コミニケーション

○　情報・コミニケーションについては、「災害時の情報保障が必要」、「緊急時の情報手段として、電話だけでなく、聴覚障がい者にメールも活用する」、「災害時の避難所には、障がい者が必ずいる認識のもと、合理的配慮が的確にできるよう、周到な準備をする」などの意見が出されました。

○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

①市は、障がい者が自ら選択するコミニケーション手段を利用できるよう、コミニケーション手段の普及啓発や利用拡大の支援するとともに、コミニケーションに係る相談や支援体制を整備すること。

②市は、災害時に障がいのある人と速やかに連絡が取れるようにするとともに、それぞれの障がいの特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行うこと。

③市及び事業者は、障がいのある人が地域で生活するために必要なサービス提供

の際に、コミニケーションが難しい障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。

④市及び事業者が情報の発信、受け取りを行うときは、意思疎通が困難な障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。

（５）社会参加の機会の拡大

○　建物・公共交通に関しては、下記の取組みが必要であると考えます。

①市が、道路や建物などの施設を整備や管理をする場合は、障がいのある人の障がい特性を理解して行うこと。また、設計や施工、建築確認をするときに、障がいのある人が使いやすいようになっているかどうかの配慮を行うこと。

②公共の建物を管理する事業者や公共交通機関は、障がいのある人が建物等を利用するときは、障がいのある人の障がい特性を理解して、手助けを行うなどの配慮を行うこと。

（６）居住場所の確保

○　障がいのある人の住まいに関しては、下記の取組みが必要であると考えます。

・市は、障がいのある人が自分の意思に反する施設入所等でなく、自ら選択した地域で生活できるよう、居住の場の確保、居住の継続のために必要な施策を行うこと。

（７）適切な説明及び情報提供

○　事例検討を行う中で、「差別事例を検討していると、差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが大事」、「きちんと本人が納得できる説明が必要」、「障がい者に対して、必要な情報がきちんと提供されること」など、障がいのある人が、十分な説明・情報提供を受けていないために差別感を感じているのではないかという意見が出されました。

○　これらの意見を踏まえると、障がいのある人及びその家族が差別感を感じないようにするためには、市及び事業者が、障がいのある人及びその家族に対して適切な説明及び情報提供を行うことが重要です。

（８）プライバシーへの配慮

○　障がいのある人の自立及び社会参加のための支援の取組みは、障がいのある人のプライバシーに配慮して行われることが重要です。

９．その他

○　「地方公共団体が地域の実情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することは、当然に可能である（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Ｑ＆Ａ集）」との国の見解が示されていますが、法律の規定と同様のものを、改めて条例で規定するかどうかについては、検討する必要があります。

新潟市　相談・紛争解決機関（イメージ）

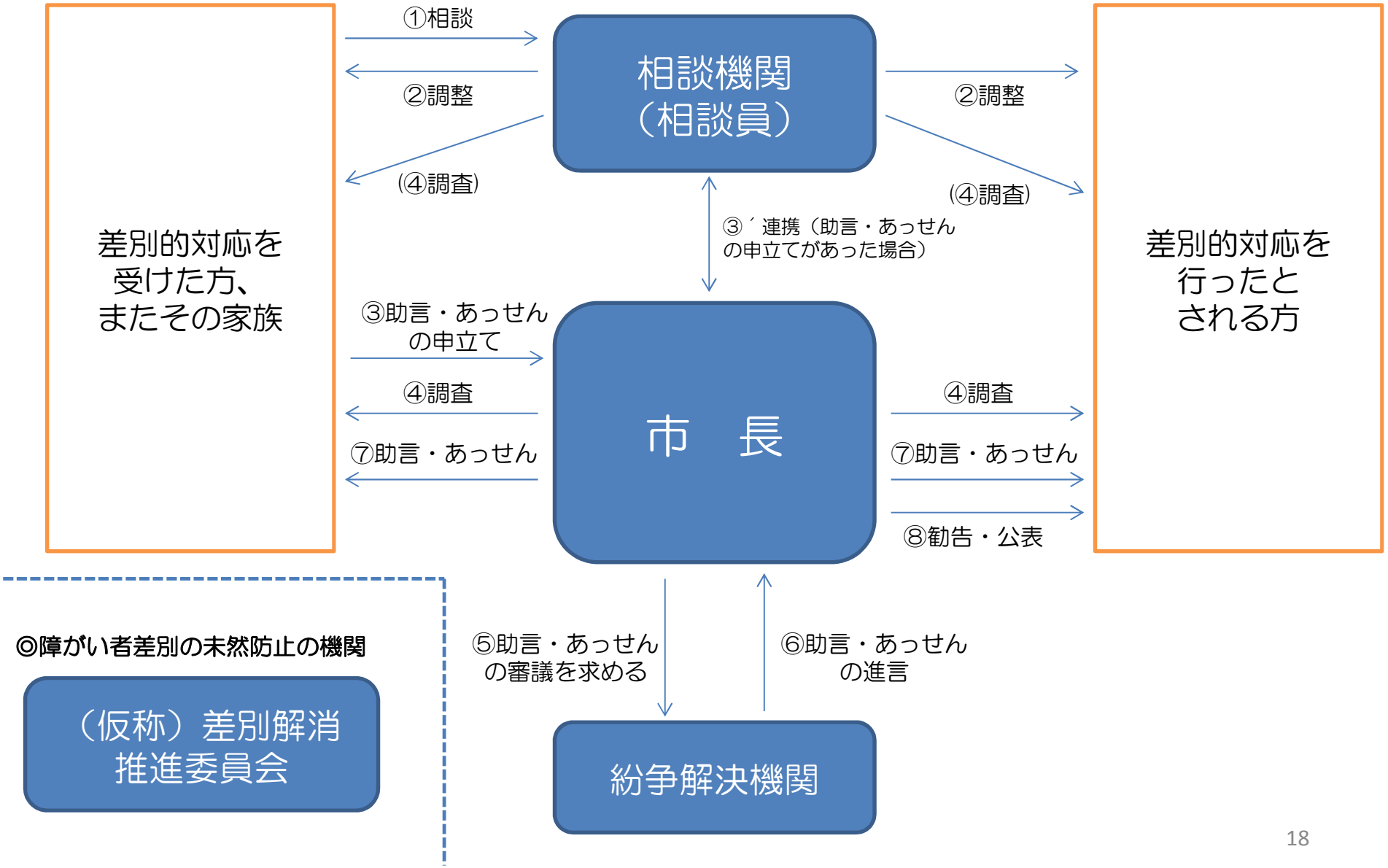

【資料編】

資料１

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会開催要綱

（目的）
第１条　障がいのある人の公正・平等の取り扱い，差別の禁止，虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め，障がいのある人の人格及び人権が尊重されること，また，障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例（以下「基本条例」という。）」の検討を行うため，基本条例検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）
第２条　検討会は，次に掲げる事項について検討する。
（１）基本条例に関すること
（２）その他必要事項

（委員）
第３条　検討会は，委員２０人以内で構成する。
２　委員は，次に掲げるものから構成する。
（１）障がい当事者・障がい者団体関係者
（２）基本条例の検討に関わる関係機関・団体関係者
（３）公募による市民
３　委員の任期は，平成２５年６月１日から平成２７年５月３１日までとする。

（守秘義務）
第４条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（座長及び副座長）
第５条　検討会に座長及び副座長を置く。
２　座長及び副座長は，委員の互選により定める。
３　座長は，検討会の会議の進行を行う。
４　副座長は，座長を補佐し，座長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）
第６条　検討会の会議（以下「会議」という。）は，座長と協議の上，事務局が招集する。
２　市長が必要と認めるときは，委員以外のものに出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　検討会の事務局は，福祉部障がい福祉課に置く。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか，検討会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則
この要綱は，平成２５年４月１７日から施行する。
この要綱は，平成２６年６月１日から施行する。

資料２

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例検討会委員名簿【H24.5.1 現在】

	氏　　名	所　　属	役　　職	備考
1	石川　渉	（特非）新潟市ろうあ協会	厚生福祉部	
2	伊東　佳寿子	公募委員		
3	片桐　洋子	公募委員		
4	金子　誠一	新潟ＳＣＤマイマイ	会長	
5	川崎　英司	（福）とよさか福祉会	事務局長	
6	熊倉　範雄	（福）新潟地区手をつなぐ育成会	会長	
7	角家　理佳	新潟県弁護士会	弁護士	前任：小泉一樹委員 （第 1～8 回）
8	佐藤　佐智夫	（一社）新潟県経営者協会	事務局長	
9	佐藤　洋子	新潟人権擁護委員協議会	啓発委員会委員長	
10	正道　沙織	（特非）にいがた温もりの会	運営委員	
11	白柏　麻子	（一社）新潟市医師会	理事	
12	竹田　一光	（公社）新潟県社会福祉士会 権利擁護ｾﾝﾀｰ　ぱあとなあ新潟	代表	
13	田中　伸至	新潟大学法学部	教授	
14	遁所　直樹	（福）自立生活福祉会	事務局長	
15	長澤　正樹	新潟大学教育学部	教授	
16	長谷川　イミ	新潟市身体障害者福祉協会連合会	総務部長	
17	長谷川　美香	（有）ミカユニバーサル デザインオフィス	代表	
18	和田　徹	新潟交通（株）	乗合バス部長	前任：保坂健一委員 （第 1～9 回）
19	桝屋　清則	（特非）にいがた・オーティズム		
20	松永　秀夫	（福）新潟県視覚障害者福祉協会	理事長	

（敬称略，五十音順）

資料３

障がい特性について

新潟市障がい福祉課

この資料は、障がいに対する理解を深めることを目的に、各障がい団体から選出された７人の条例検討会委員により作成されたものです。
第４回条例検討会(H25.9.19)では、この資料に基づき発表がありました。

目　　次

身体障がい（視覚障がい）の特性・特徴について

発達障がいの特性・特徴について

身体障がい（肢体不自由）の特性・特徴について

精神障がいの特性・特徴について

難病（脊髄小脳変性症）の特性・特徴について

身体障がい（聴覚障がい）の特性・特徴について

知的障がいの特性・特徴について

身体障がい（視覚障がい）の特性・特徴について

１　身体障がい（視覚障がい）の特性・特徴について

視覚障がい者は、情報障がい者とも言われています。

目からの情報が 80 パーセントと言われていますが、この情報が入ってこないために、多くの困難なことが生じます。

視覚障がい者と言っても、皆状況が異なります。

（１）先天性の視覚障がい者と中途視覚障がい者。

（２）全盲と弱視。

（３）視覚に障がいを受けてからの年数。

（４）歩行訓練や生活訓練を受けたことがあるか無いか。

（５）視覚障がい者用の器機を使っているか。

（６）就労の状況

など、経験によって日々の生活の困難なことや活動状況が異なります。

２　視覚障がい者についての理解

○　眼が見えない・見えにくい人とは

全国に視覚障がい者は、約 31 万人いると言われています（厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査」結果より）。また、平成 21（2009）年の日本眼科医会の報告では、視覚障がい者は約 164 万人いると推計されています。「視覚障がい」の定義が、国の法律と眼科医会では異なるために、こうしたことが起きてきます。

定義が異なるということは、すべての視覚障がい者が視力 0 というわけではないことを意味しています。もちろん、視力 0（全盲）の人もいますが、それ以外の人は、きわめて多様な見え方、見えにくさを持っています。例えば、周囲が見えにくい、真ん中が見えにくい、字を拡大すると読める、まぶしさが強い、白く濁ったように見えるなどです。

したがって、視覚障がい者の生活を支援するさまざまな用具も、必ずしも聴覚や触覚に頼るものばかりではなく、いかに視覚機能を効果的に利用できるかに腐心したものもあるのです。「字を拡大する」「できるだけ視覚的に目立たせるようにする」などは、そのよい例です。

また、幼少時から見えなかったり、見えにくかったりする人がいる反面、人生の途中で、病気や事故により見えなくなったり、見えにくくなった人もいます。現在では、中途で視覚障がいになる人が多くを占めています。

さらに、文字を読むのに大変な苦労をしたり、文字が読めるほどの視力はないものの、晴眼者（視覚に障がいがない人）とあまり変わらないような状態で日常生活を送っている人も

います。

以上のように「視覚障がい者」と言っても、その障がいの程度と必要とする支援は十人十色です。言い換えれば、移動や情報・コミュニケーション支援において、視覚障がいになった年齢やキャリアによって、必要とする支援内容は異なるといえます。

３　身体障がい者手帳制度

視覚障がい者の場合、障がいの程度によって障がい等級が 1～6 級に分けられています。

一般的に、1 級と 2 級の障がい状態は「重度障がい者」と呼ばれ、昨今は増加傾向にあります。3 級と 4 級の障がい状態は「中度（中程度）障がい者」、5 級と 6 級の障がい状態は「軽度障がい者」とそれぞれ呼ばれています。

４　視覚障がいの実態とニーズ

視覚障がいは、事故や疾患を原因とすることが多いのですが、平成 18（2006）年の「身体障害児・者実態調査」でも、交通事故による視覚障がい者が 3.5%で、事故の中では上位を占めています。しかし、やはり疾患による視覚障がい者が多く、5 人に 1 人は中毒性疾患や感染症ではない、その他の疾患によって視覚障がい者になっています。

同年の「わが国における視覚障害の現状」注）の報告によると、原因疾患としては、緑内障、糖尿病網膜症、網膜色素変性、黄斑変性の順になっています。年代別にみていくと、60 歳までは網膜色素変性が一番多いのですが、60 歳代では糖尿病網膜症、75 歳以降では緑内障がその座を占めるようになります。60 歳まで上位に名前のない黄斑変性は 60 歳以降に増え始め、75 歳以上では緑内障に次ぐようになります。

また、障がい等級と疾患との関係をみてみると、緑内障は、5 人に 1 人が 1 級となり、6 割近い人が 1、2 級となっています。糖尿病網膜症は 5 人に 1 人程度が 1 級で、4 割が 1、2 級に該当しています。これに対し、網膜色素変性では、1 級の人は、1 割強と上記 2 疾患より少ないのですが、ほぼ 3 分の 2 の人が 1、2 級に該当している状態です。

障がいの原因の多くを疾患が占めているということは、障がいを持った後も、医療からなかなか離れられないということになります。平成 18 年の厚生労働省の実態調査から、視覚障がい者の希望するサービスを概観すると、医療費の軽減を望む声が上位にくるのは当然のことと言えるでしょう。自治体によっては、医療の現物給付という形をとっているところもありますが、その割合は決して多くはありません。障がいを持つことによって収入が激減する場合も多く、医療費という支出の削減の一方、何らかの所得保障を求める声が希望の最上位にあるのも、同様に頷けることです。仕事に就ける機会を増やして欲しいとの希望も、ここに繋がっていきます。

一方で、他の障がいに比べると、パソコン教室の充実を挙げる人の割合はかなり高くなっ

ています。パソコンの音声や拡大した画面を利用する視覚障がい者には、一般のパソコン教室では対応しきれない部分があるのでしょう。

どの障がいでも希望する割合が多いものとして、相談事業の充実が挙げられていますが、視覚障がいでは、その割合は他の障がいより多くなっています。視覚障がい関係の社会資源の不足を示しているとも考えられます。

５　視覚障がいによって起こる主な困難なこと

人は周囲から必要な情報を得て、判断・行動しています。その情報の大部分（80%）は、眼から得られる視覚的な情報です。情報は単に文字ばかりではなく、眼に見える風景やあたりの様子など全てが含まれます。

視覚障がい者は眼からの情報収集が困難になり、さまざまな不自由が生じます。

（１）移動・・・・・・・歩行の自由が奪われる。
（２）文字処理・・・文字の読み書きが困難になる。
（３）身辺処理・・・身辺処理、家事動作などが困難になる。

＜１．歩行の自由が奪われる＞

――　歩く手段　――

・単独歩行（杖を使って一人で歩く）
・誘導歩行（目の見える人にガイドしてもらって歩く）
・盲導犬（盲導犬を使って歩く）

＜２．文字の読み書きが困難になる＞

視覚障がい者にとって墨字情報（一般文字）とイメージ情報（図・映像など）の処理は、大変困難です。「視覚障がい者は情報障がい者」といわれる由縁です。 コミュニケーション障がいともなります。

特に、文字の読み書きの能力については、就学・就労上はもとより、日常生活に於いても欠くことのできない能力です。そして、時代の文化の恩恵に浴したり、自己実現を目指したりするなど、基本的人権を保障してノーマライゼーションを進める上で、その能力損傷は大きな障がいとなります。

また、中途視覚障がい者にとっては、今まで持っていた能力を失うことであり、大変大きな喪失感を伴い、その後の自立への大きな心理的障がいとなります。

６　中途視覚障がい者のリハビリテーション

医学の力が及ばず障がい者となったけれど，社会人として生きる道があることを具体化する過程が，リハビリテーションです。

リハビリテーションの目的の一つは，機能障がいを教育・訓練によって回復することですが，それ以上に社会的不利を克服する諸方策がより重要な課題となります。

リハビリテーションの過程

［障がいの発生から社会復帰まで］

人生の中途で視覚に障がいが生じた場合，一般的には次の経過をたどって社会復帰することになります。

（ア）視覚の障がい（障がいの発生）

（イ）身体障がい者手帳の取得（障がいの認定）

（ウ）生活訓練（障がいの克服）

（エ）職業訓練（障がいの克服）

（オ）社会復帰

７　障がい者差別について、合理的配慮が不足しているのか。市民の理解がないのか。

（１）　公共施設及び交通機関の利用に関する分野

・タクシーの盲導犬乗車拒否

（２）　情報の取得や利用及びコミニケーションの確保に関する分野

・テレビの緊急放送の文字は、視覚障がい者は読めない。

（３）　商品の売買、役務の提供、不動産の利用に関する分野

・デパートでカードを作る際、視覚障がい者にサインを求める、サインができないとカードは作れない。

・アパートを探している際、視覚障がい者だと断られることがある。

・金融機関で代筆を認められないことがある。

（４）　医療に関する分野

・入院時の対応

（５）　雇用に関する分野

・視覚障がい者の雇用するところが少ない。

（６）　婚姻、妊娠、出産、等の家族形成に関する分野

（７）　選挙に関する公的機関による情報の提供、政見放送、投票方法、投票所における物的人的支援等

（８）　災害時の避難所での対応

発達障がいの特性・特徴について

１　発達障がいの特性・特徴について

発達障がいは、自閉症を核とした自閉症スペクトラム障害『以下、ＡＳＤ』（旧診断名：自閉症、広汎性発達障害・アスペルガー症候群・高機能自閉症）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）、ＬＤ（学習障害）、協調運動障害を主とした障がいで、その特性は**虹のように色の境目があいまいで幅広く、かつ連続していたり、いくつもの特性が重なっていたりと、百人いれば百人とも特性が違います。**

『障がい』と呼べる特性の強さではない健常者の方でも、発達障がいの特性は全ての人間が持っているのです。

発達障がいの種別と特徴は以下のようになります。

☆ＡＳＤ

ＡＳＤは、旧診断名である自閉症としての知的障がいが強い方から、知的には遅れは無いものの、出来る事と出来ない事の差が極端にあり、下記のような特徴を抱え、そのために多くの誤解を受けています。

◇特徴

想像性・社会性の困難

自閉症やＡＳＤ当事者の大半は、予測をすること・他人の気持ちを理解すること、言葉にない意図を読み取ることが苦手です。そのために、未来に見通しが立てられずに強い不安におそわれたり、暗黙のルールを理解することも難しく、皮肉が理解できないなど、まさしく言葉通りに意味を受け取ってしまったり、後述するストレスに対する弱さから、精神を安定させるために取る奇妙な動きなど、常識ではありえない行動をしてしまいます。

また、想像が難しいために、応用力にも困難を抱えています。

コミュニケーション（情報処理）の不全

当事者の大半は、会話や音声など、耳から聞いた情報を処理し理解することが苦手です。

また、一度に理解できる許容量が健常者よりも少ないです。そのため、会話による理解が中途半端であったり、間違えて覚えたり、何度も聞き直すことによって人間関係を壊しやすいです。

また、やや少数派ではありますが、目で見た情報の理解に困難を抱えている方もいます。

こだわり・変化の弱さ

当事者の多くは、同じ動きや規則正しい物事に異常に強い関心を持ち、それに対し、健常者ではありえないこだわりを持ちます。また、一度決めたやり方に固執します。これは、同じことが必ず行われることに対する安心感があるためですが、逆を返せば変化に非常に弱く、突然の環境の変化には対応が難しく、パニックに陥る方も多いです。

ストレスに対する強い脆弱性

前述した変化の弱さや、注意や叱責や否定、継続して物事を行うなど精神的にストレスのかかる事に対して、健常者よりもかなり弱く、精神的に不安定になりやすいです。これは脳の構造上避けられません。適切なケアが受けられない場合、うつ病などの二次的な精神障がいを併発する確率が非常に高いです。

感覚過敏・鈍麻

五感（視覚・嗅覚・味覚・触覚・聴覚）や温度・湿度など、特定の感覚に対して非常に過敏であったり逆に鈍感であったりします。そのため就労はおろか、日常生活に支障が出るほどの困難を感じる人が多く存在します。

並列処理の困難

基本的に大部分の当事者は、何かをやろうとする時に一つ、多くても二つしか同時に作業をすることができません。これは、脳で一時的に溜めて置ける情報の許容量が少ないためです。そのため、主に思考と運動を同時に行うこと、同時に複数の作業や決断を行うことに困難があります。

☆ＡＤＨＤ

ADHD は、集中して同じことを続ける事ができなくて、あれこれと過度に動きまわったり**（以下、多動性）**、あちこちに適度な注意を配り認識することに問題があり、逆に一つのことに集中しすぎたり、物事の認識ができないために周りが見えなくなったり**（以下、不注意）**、思った事を衝動的に行動を起こしてしまうこと**（以下、衝動性）**で、生活すること全般で困難を抱える障がいです。

多動性や衝動性は、多くの場合、成長で様々な経験をすること共に、徐々に薄れていく傾向がありますが、不注意は成人になっても治まることがない例が多いです。

しかし、多動性や衝動性を残したまま成人している例も少なくありません。

ADHD 単独で持っている場合と、ASD とセットで持っている場合とが有り、ASD との合併率は５０％以上と言われています。

幼児・学生期では、忘れ物ばかりする、机にじっとしていられず勉強や授業の参加を行えない、話を聞かずに他の遊びなどに夢中になる、いきなり話しかける、順番を待つなど我慢

が極端に苦手、おしゃべりが止められない。
　成人期では、整理整頓や片付けができない、よく忘れ物をする、車の運転でよく余所見で事故を起こしてしまう、気が付いたら人や物に当たっていざこざを起こしてしまっていた、話を聞いているようで聞いていない、仕事や物事の段取りがうまく組めないことが、代表的な事例としてあげられます。

☆LD

　LD は、全般的な知的発達に遅れはありませんが、言語能力の困難、読字・書字の困難、算数・計算の困難、推論の困難のうち、いずれかがあるために、それらを理解したり使うことに大きな問題がある障がいです。
例として、

・文字がただの複雑な図形や絵のようにしか認識できない。
・文章の区切り方を中途半端な場所で行ってしまう。
・句読点が存在しないかのように文章が見えてしまう。
・頭で思った通りに文字や数字が書けない、もしくは存在しない文字を作ってしまう。
・文字や数字のバランスや行の曲がりがおかしいことに気が付けず、意識して直せない。
・言葉の意味や適切な使い方が分からず、会話や文章がおかしくなる。
・数の大小がわからず、簡単な計算でも指を使う。
・足し算・引き算の繰り上がり、繰り下がりがわからない。
・算数の用語・記号・数量の単位が理解できない。
・１００センチメートルと１メートルが同じであることが理解できない。
・時計の針や物差しのメモリ、グラフが読めなかったり、図形の模写ができない。

ということが起こりえます。

☆協調性運動障害

　協調性運動障害とは、別々の動作を１つにまとめる運動、例えば、縄跳びは手で縄を回しながら、タイミング良く飛ぶということや、ラジオ体操で手と足、右手と左手等の動きが別々のものを統一して行う、ボールを片手で投げる、バスケットのドリブル（まりつき）をする、自転車を漕ぐ、車の操作等の全身を使った運動（粗大運動）と、ボタンをかけることができない、靴の左右を度々まちがえる、紐が結べない、箸や鉛筆をうまく使えない、力加減ができない等の手先・足先の操作（微細運動）にも困難を示す障がいで、仕事や学習はおろか、生活そのものに大きく困難を抱えています。

☆発達障がい特有な差別的事例

- 仕事における不注意を改善するため、目に付くところに大きな文字で分かりやすく注意事項を貼りだしたが、会社の社長から、そんなことをされると客に対して恥をかいてしまって会社と自分のイメージが悪くなるから今すぐ止めろと言われ、ミスを連発し続けた。
- 聴覚過敏と ADHD を持っているため、色々な事に気を取られ集中できない児童が、学校の授業において音や目に入ってくる情報に対し、耳栓や仕切りを作って和らげるなど集中しやすい環境を作る配慮が行われず、パニックを起こし、不登校状態になり、うつ病になった。
- ASD の生徒が支援学級に通級していたが、担任に発達障がいの知識や療育の技術の研修を受けさせず、在学中放置され続け、生徒に社会生活の適応を学ばせられなかった。
- アルコールと煙草の匂いに非常に敏感で、閉所での情報過多によるパニックを持つ ASD 当事者が、特性を理解されないまま飲み会参加を強要され、精神的にも肉体的にも相当の苦痛を受けたばかりか、参加する態度が悪いという理由でいじめを受け、会社を退職した。
- ADHD を持つ当事者が、一人暮らしの際にどうしても片付けが出来ないので、障がい福祉サービス居宅介護を受けたいが、ADHD の事を説明しても、サービスの対象にならないと断られた。
- 親が ASD とおぼしき子どもに対して、障がいと認めずに『個性』と主張し、発達障がいについての適切な療育を受けさせず、子どもは自分の障がいの特性を知り、改善して社会生活に必要な生き方を学ぶ機会を得られないまま、成人となって仕事が長続きできずに、社会的・経済的に追い詰められていった。
- ASD 当事者で、ASD の診断を会社に伝えており、特性ゆえに管理職を務められない人が管理職を任された結果、その部署の業務が滞ったり、ミスが頻発し、会社側からは『努力がまるで足りない、無能者』と叱責され続け、重度のうつ病になったが、労災が認められなかった。

２　その他皆さんに知ってほしいこと

前提として知って頂きたいのは、発達障がいの当事者は、**『わざと他者を困らせているわけではない』**のです。

本当に自分の脳の奇妙な仕組みに振り回されて、自分でも訳の分からないまま、あるいは疑わないで生きているのです。

その行動や言動は、健常者の方々には奇妙に思われ、理解しがたい、関わりたくない、遠ざけたい、攻撃させてしまうのは悲しい現実です。

しかし、発達障がいの当事者は総じて、純粋で素直です。

そして、社会のルールや自分がやるべきこと、障がい特性が理解でき、必要に応じて助けを求める手段さえ身に付けていれば、十二分に社会で生きていける能力を持っている方が大半です。

発達障がいの当事者は、健常者と同じような能力を身に付けたり、理解をすることには、それ相応の手間と時間がかかりますが、何もかもが全くできないわけではないのです。

適切な療育・教育・訓練が受けられ、健常者の方からの、ちょっとした理解や配慮、心遣いがあれば、当事者は生き生きと社会で生きていけるのです。

発達障がいのことで分からないことがあれば、発達障がいの支援機関や当事者団体へ積極的に質問をして活用して頂きたいのです。

困っていることをそのままにしておくということは、当事者の関わりのあるあらゆる人、ひいては当事者とのお互いのため、そして社会のために有益ではないと考えます。

文責：桝屋　清則

身体障がい（肢体不自由）の特性・特徴について

１　身体障がい（肢体不自由）の特性・特徴について

〇肢体不自由者

上肢・下肢に切断や機能障がいのある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人がいます。これらの障がい者の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な人、立ったり歩行したりすることが困難な人、身体にマヒのある人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人がいます。移動については、杖や松葉杖を使用される人、義足を使用される人、自力走行や電動の車椅子を使用される人などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた人の中には、身体のマヒや機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う人もいます。

【主な特徴】

１．移動に制約のある人

・　下肢に障がいがある人は、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない人がいる。

・　歩行が不安定で転倒しやすい人がいる。

・　車椅子では、高い所に手が届きにくく、床のものは拾いにくい。

２．文字入力が困難な人

・　手にマヒがある人、脳性マヒで不随意運動を伴う人などは、文字を書けなかったり、狭いスペースに記入することが出来なかったりする。

３．体温調節が困難な人

・　脊髄を損傷した人は、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周りの温度に応じた体温調節が出来なかったりする。

４．話すことが困難な人

・　脳性マヒの人の中に、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう為、自分の意思を伝えにくい。

２　その他皆さんに知ってほしいこと

【コミュニケーションに関すること】

・　車椅子を使用している場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにしてほしい。

・　言葉がうまくしゃべれない方に対して、子どもに対するような接し方をしないようにしてほしい。

・　言葉が聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認してほしい。

【バスに関すること】

・　低床バスにしか乗ることができないため、バスを見送り、次のバスに乗る時がある。

・　入口が真ん中にあるバスはいいけど、入口が後ろだと高くて足があがらない。

・　バス発車の際、前方に体が突っ込む時があるが、つかむ所がないため困る。

・　バスの乗降時に、できるだけバスと地面との段差が無くなるように、バスが停車するとき配慮してほしい。

【その他】

・　バス停から目的地に歩いて行く場合、少し休めば歩いて行くことができる。そのため、町中やデパート等に休憩できる場所（椅子等）があるとありがたい。

・　下肢不自由な人は、床の水で滑ると転倒する危険がある。

・　段差があると移動ができない人がいる。

・　障がい者用の駐車場が少ない。雨の日は、健常者が駐車していることが多い。

・　トイレについては、和式トイレが利用できない人がいる。

・　温泉で、大浴場に入れない、家族風呂が必要な人がいる。

・　生まれながら障がいのある人は、障がい者として追及する。一方、中途で障がいを持った人は、妥協してしまう。例えば、車椅子で入れない施設があった場合、「何とか車椅子で入れるようにして欲しい」というのが、生まれながら障がいのある人。「入れないのなら、何かしてまで入らなくていい」というのが、中途で障がいを持った人。

・　歩道の真ん中に電柱があって、車椅子が通れない場所（特に小針）がある。

・　人ごみ（食の陣・花火等）に行くと、車椅子は来るな、邪魔になると言われる。

・　スーパーの店員は、障がい者のことを理解していない人が多い。そのため、障がい者は店員の対応が悪いとき、「またか」とあきらめてしまう。

精神障がいの特性・特徴について

1　精神障がいの特性・特徴について

・鬱

-症状。

身体のだるさ。他人との交流が困難（電話にも出られない）。頭痛。眠れない。やる気がおきない。何事にも興味を示せない。ネガティブな考えに陥る。

-差別。

怠けていると思われる。

・躁

-症状

陽気。テンション(?)が高い。衝動買いをしてしまう等、抑えが効かない。

攻撃的な態度をとる場合もある。

-差別

外見は病気に見えないので、躁状態だということが解らない。

・境界性人格障がい

-症状

1. 現実に、または想像の中で見捨てられることを避けようとする気も狂わんばかりの努力。
   （注: 5）の自殺行為または自傷行為は含めないこと）
2. 理想化と脱価値化との両極端を揺れ動くことによって特徴づけられる不安定で激しい対人関係様式。
3. 同一性障がい：著名で持続的な不安定な自己像や自己観。
4. 自己を傷つける可能性のある衝動性で、少なくとも２つの領域にわたるもの。
   （例：浪費、性行為、物質濫用、無謀な運転、むちゃ食い）
5. 自殺の行為、そぶり、脅し、または自傷行為のくり返し。

6. 顕著な気分反応性による感情不安定性。
   （例：通常は 2-3 時間持続し、2-3 日以上持続することはまれな強い気分変調、いら

いら、または不安)。

7. 慢性的な空虚感。
8. 不適切で激しい怒り、または怒りの制御の困難。
   （例：しばしばかんしゃくを起こす、いつも怒っている、取っ組み合いのけんかをくり返す）
9. 一過性のストレス関連性の妄想様観念、または重篤な解離性症状がある。

-差別

診断が難しい。鬱病に似ているが、精神病ではなく人格障がいとして診断される場合もある。

本人に病気という自覚がない場合が多い。

・統合失調症

==以前は「精神分裂病」が正式の病名でしたが、「統合失調症」へと名称変更されました。

-症状

幻覚・妄想、生活の障がい、病識の障がい（自分が病気であるという自覚を持つことが難しく、受診を嫌がる⇒治療の遅れ)、睡眠障がい

症状が安定しても、疲れやすくなる。

-差別

幻覚、幻聴など本人にしか見えない、聞こえない症状なので、周囲の人には症状が出ているのか解らない。

日常生活を送るなかで、症状が重い時は起床して活動することも困難になり、だらけていると思われる。

精神疾患において総じて言えることは、外見は病気には見えない。

２　その他皆さんに知ってほしいこと

・統合失調症は 100 人に 1 人はかかると言われているが、鬱病や躁鬱病に比べて周囲の理解・認識がまだまだ少ない。

・一度精神疾患を負うと、「一生治らない」や「遺伝する」という誤った認識がある。

・脳内物質が原因で疾患になるので、本人の気持ちや育て方の問題ではない。

・薬の服用や生活のリズムをちゃんと作ることで、入院しなくても生活していける。

・強いストレスをうけると、具合が悪くなる場合がある。

・症状が安定していれば、他人との会話も可能。レクリエーションなども楽しめる。

・外見では解らないので、一人で苦しんでいる時もある。手助けをして欲しくても、どうやって頼めば良いのか解らない時もある。

・人によって症状も、合う薬も違うので、風邪のようにどこの内科でも一緒というようにはいかない。相性の良い主治医・薬を見つけるまでが大変。

・何より家族の理解が必要。

・「精神病は遺伝する」ということが一般に言われているため、病気を隠して生活している人が多い。（結婚した相手の家族に理解されないケースが多い）

・症状には個人差があり、一様に“精神障がい”とひとくくりにするのは不可能。

・本体の症状とは別に、治療で飲んでいる薬の副作用に苦しむ場合が非常に多い。
　　副作用の例・・・体重の増加
　　遅発性ジスキネジア
　　（眼の調節障がいや口をもぐもぐさせる）　等

・全体的に疲れやすい。そのため長時間労働が困難。

・薬を飲んでいること自体が負担である。

・障がい者用の求人が少ない。

・１０～２０代に発症した場合、引きこもり状態になりがち。

・社会に出てから発症した場合、意欲・集中力の低下で以前のようにフルタイムで働くことは不可能。

・実際にあること。

–外科・内科・整形外科など手術や入院が必要な場合でも、心療内科や精神科を受診していると、「うちでは入院（手術）できない。精神科のある病院へ行って欲しい」と言われる。（例外もありますが……）

–精神疾患の場合は、運転免許証を取得できないという誤解もある。

難病（脊髄小脳変性症）の特性・特徴について

難病とは、どんな病気をいい、その数は幾つあるのでしょうか。

国は「症例数が少なく」、「原因不明」、「治療方法が未確立」、「生活面で長期にわたり支障がある」などの病気について、難治性疾患克服研究事業と位置ずけ 130 疾患を指定しています。

この疾患のうち、56 疾患が「特定疾病治療研究事業」として、保健診療の自己負担分の一部を国と都道府県が公費負担として助成し、対象患者の治療費負担の軽減を図っており、23 年度新潟県内の 56 疾患公費受給者は 16,387 人です

今回改正された障害者総合支援法では、障がい者の範囲を「難病等により障害がある者」が追加され、130 疾患が障がい福祉サービスを受けられることになったことは前進です。

私は、この難病全ての特性・症状などについては全く無知、ましてや患者個々の日常生活上の悩みや、社会生活を送る上で何が障がいになっているかも知りません。

脊髄小脳変性症から視た「難病」に共通する特性・特徴・より良い生活を送るためには、などを考えてみます。

難病に共通する点は、

① 稀少性であることから、病名が付くまでに時間がかかる。

② 病名を隠す、知られたくない。（集団生活を送る、例えば学校生活・職場や地域で、特に症状が表れない場合には、その傾向が強いようだ。）

③ 性別・年齢・病状によって、生活に極めて悪影響を及ぼす。（発症年代が若年、成人、中途、老齢など各人により医療・経済・介護が異なる。）

④ 孤立しがちだ。（周りに同病者がおらず、話し相手がいないど。）

などが挙げられます。

これら問題の解決を図るために、国は昭和 47 年、難病対策要綱で難病を定義し、これに基づいて **1. 特定疾患治療研究事業**（56 疾患の公費助成）**2. 難病特別対策推進事業**（各県に難病相談支援センターを設置し、難病に対する医療福祉の相談や、拠点病院・協力病院の医療施設等整備・診療の充実）**3. 難病患者地域支援対策推進事業**（保健所政令市による生活の質の向上を目指した居宅生活支援による福祉施策の推進）など制度の整備・実施がなされています。

難病患者を取り巻く問題や制度について述べてみましたが、社会の理解、協力、助言などがあってこそ成熟した温かい社会になると思っています。

「1 リットルの涙」の本を聞いたことがありますか。脊髄小脳変性症に罹った木藤亜也さんが闘病中の日記を基に著した本です。25 歳の生涯でした。映画やテレビドラマになり、こ

の病気を世に広く知らせました。多くの人に難病を知ってもらうことも必要です。

もしも職場で若者が、あるいは一家の大黒柱が難病に罹った場合の対応は？　難病であることを隠して就職、その後、体調が悪化した時、上司・経営者の態度、理解はいかに。

家庭内でも色々やっかいなことが起こります。本人を含め介護人の「うつ」、自殺の問題、離婚の問題等々、暗い出来事ばかりです。

前向きの人もおります。一人、車イスで新幹線を利用し東京へ。実現するには本人の周到な準備と関係者の理解・協力があってのこと。「私は～をしたい」と意思表示すれば、世の中、手をさしのべてくれることを教えられます。

網膜色素変性症（視覚障がい）の人が言っていました。ヨーロッパを旅したとき、点字ブロックが無かったそうです。その替わり皆さん手助けしてくれたそうで、「文化」を感じます。

街はバリアフリー化が進み、バスや電車は障がい者に配慮した車両が多く走り、ハンデーがある人も外に出やすくなりました。患者の要望・要求だけでは先に進みません。健常者の理解、協力を得ながら「誰でもが住みやすい街」を目指した条例作りの取り組みは心強いばかりです。

私ども全国患者会のキャッチフレーズ「明るく　あせらず　あきらめず」をモットーに進みたいと思います。

身体障がい（聴覚障がい）の特性・特徴について

障がい者達が暮らしやすい街づくりの理想提案

★公共施設、デパートなどの建築物に是非あって欲しい事。

・廊下は勿論病院の様に広く、車いすが通りやすいスペースで、盲人のための点字ブロック、聴覚障がい者の情報保障のために、電光文字放送を各階、見やすいところに設置して欲しい。

・エレベータや、トイレも障がい者を考慮した設備である事。特に突然停電しても自家発電で安心出来るような設備を。また突然災害など起きてもすぐに光で知らせるランプまたは文字放送で知らせるようにして欲しい。

・避難場所も案内出来るようなシステムや、引率者の心構えもお願いしたい。

・イベントある時は常に合理的配慮で、情報支援者を用意出来る様にして欲しい。

★乗り物など交通機関にあって欲しい事。

・JR 新幹線の様に、ローカル線でもすべて文字表示があると助かります。東京の JR 全線の列車内に文字表示がついています。同じ様に新潟にも出来ないでしょうか！？

・高速バスや市内バス内では文字表示があり、現状のままで十分ですが、問題はバスを待つ時間や、駅でのホームで待つ時の事です。もしも事故などあった場合、電車やバスが遅れたりする場合の文字表示もきちんと出る様にして欲しい。他の地域を伺うと「ただいま運転を見合わせております。」の繰り返しが何時間も表示されているとか。出来ればもう少し事故の原因などを具体的に説明して納得させる様な表示であれば気持ちも落ち着くと思う。

★避難場所、避難施設に用意して欲しい事。

・今のテレビは殆ど字幕がついて当たり前化になっているが、字幕が邪魔で消す人も結構いるらしい。避難場所はみんなのためにある所で公平に情報保障を知るためには字幕を常に備えて欲しい。あと、情報支援者も交代で待機して頂けると有り難い。そう言う用意があれば福祉避難所まで設ける必要はないと思う。でも重度障がい者としてはやはり必要かも知れない。

★街頭や公園にあって欲しい事。

・車が多く通る道路や、人が多くいる場所（新潟駅やラブラ万代など）に目立つ所に電光文字表示で主なニュースや時報など表示出来れば有り難いです。

★その他、望みたい事。

・聴覚障がい者が、平日以外の土日や夜中に火災や事故、事件、具合悪くなった時など、つまり緊急時における情報支援者派遣についてはただ今、市障がい福祉課と交渉検討中であり、

是非、実現できるように、派遣体制についても工夫必要あると思います。

・あとは、市民のみなさまに、聴覚障がい者に対する理解をお願いする様に、私達も運動して行かなくてはならないので、市職員の皆様も何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

知的障がいの特性・特徴について

１　知的障がいの特性・特徴について

（1）「知的障がい」とは何か

○「知的障がい」とは、発達期（１８歳）までに生じた知的機能の障がいにより、日常生活において物事を判断したり、必要に応じて適切な行動をとる能力が全般的に遅れた水準に止まっている状態（知能指数ＩＱ70～75 以下）のことをいいます。（一度知的能力が発達した後低下するもの（認知症等）は含まない。）

○脳性まひやてんかんなど脳の障がいや心臓病など内部障がい、視聴覚障がい、肢体不自由を伴う場合もあります。（「重複障がい」という。）

軽度の場合は、健康上や日常生活上の支障は少なく、自動車免許を持ち、職に就き、配偶者家族と生活している人も少なくありません。

○「知的障がい」における知的機能の障がいの原因は、多岐にわたります。

①先天性疾患によるもの。ダウン症候群など染色体異常、自閉症等。

②周産期の事故。出産時の酸素不足、脳の圧迫等。

③生後の高熱等の疾患や事故。

④その他。

○「発達障がい」と「知的障がい」の関係はどうか。

「発達障がい」には､「知的障がい」のほとんどが含まれるものと考えています。

「知的障がい」は早くから法的に位置づけられています。（昭和３５年精神薄弱者福祉法。平成１０年知的障害者福祉法と改称。）

「知的障がい」に当てはまらないものに公的な支援を及ぼそうと、平成１６年に発達障害者支援法ができました。同法は、「発達障がい」をおよそ次のように定義しています。

①自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、②学習障害、③注意欠陥・多動性障害―他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

「発達障がい」の中に知的発達の遅れを伴う場合があり、その場合は知的障がい者として福祉サービスを受給できます。

⇒　参考図

○知能指数分布からＩＱ70 以下の人は人口の約 2.27%いるとされ、日本の知的障がい

者（認知症を含む）数は 284 万人になります。これに対し、公的に知的障がい者とされる人は著しく少なく、厚労省推計で 54.7 万人（平成 17 年調査等による）とされています。なお、療育手帳所持者の約 45%が重度・最重度とされていますので、知能指数分布から、軽度・中度の隠れた知的障がい者が多数いるものと推測されます。

(2) 知的障がいのある人の特性・特徴（得意なこと・不得意なこと）

① 複雑なことや理解して判断することが苦手

・複雑な文章や会話の理解が苦手です。

・1 回の指示で覚えることが困難です。

・学習に時間がかかります。

・声のトーンや口調などの刺激に過敏に反応し、情緒不安定になることがあります。

・2 つ以上の指示をしても 1 つしか実行できないことがあります。

・頭の中で想像して物事を考えることが苦手です。

② 物事に固執する傾向、こだわりを持つ傾向

・自閉傾向のある知的障がい者やてんかん、ダウン症の特性の１つとして、固執傾向が多く見られます。

・無理にやめさせるとパニックを起こすことがあります。

・固執・こだわりの傾向が、作業の目的にマッチする場合は、その能力を発揮して、作業を的確にこなす人がいます。

・職場の人間関係が安定していたり、あるいは、障がいのある人自身が人付き合いの上手な人であったりしたときは、仕事はゆっくりながら、最後まで持続力を発揮する人がいます。

③ 判断したり、見通しを持って行動することが苦手

・状況に応じた行動や急な変化への対応が困難です。
その都度、視覚的な情報も入れたていねいな説明が必要です。

・「もっとたくさん作業できるようにがんばりましょう」というような抽象的な表現をするよりも「明日は１００個作るようにがんばりましょう」というように、具体的な表現をする必要があります。

④ 言葉とコミュニケーションの困難

・発語自体ができない人がいます。
緊張すると発語ができなくなることがあります。

・言葉の概念が十分形成されていないことが多いので、会話ができており分かっているように見えても、実際には理解していないことがあります。

何でも「はい」といってしまう傾向にあります。

・何が分からないのかうまく説明できないため、知っている言葉で取り繕うことがあります。そのため、嘘をついていると思われてしまうことがあります。

［注］「知的障がい者」の特性・特徴について付け加えたいことは、一人ひとりが異なるということです。画一的に捉えることには問題があります。（知的機能の障がいの原因が多岐にわたるからです。）

このことは、支援の専門家において理解されていると考えています。「個別支援」は、知的障がい者にこそ必要なものだと感じています。

（3）知的障がいのある人の支援の留意点

① 障がいのある人とフラットに向き合い、表現されたものを理解しようと努めること。
② 障がいのある人の行動や考え方を否定しないこと。
③ 支援者の考え方を障がいのある人に押し付けないこと。

（4）知的障がいのある人との意思疎通のポイント

① 障がいのある人が落ち着いて作業したり、話したりできる環境をつくること。
② 障がいのある人にお話しするときは簡単な言葉を使い、たくさんのことを話さないこと。
③ 受容と共感を大切にすること。
受容は、障がいのある人をありのまま受け入れること。／共感は、障がいのある人の感情や気持ちを察し、それに寄り添う気持ちを伝えること。

障がいのある人とお話しするときは、受容と共感の気持ちを態度で表し伝えながら、一緒に考えるという姿勢が必要だと考えています。

2　その他皆さんに知ってほしいこと

（1）知的障がいのある人とお話しするときは

基本姿勢として、障がいのある人本人の意向を大切にすることを確認したうえで、
① まず、障がいのある人本人とフラットに向き合い（目線の高さを同じ）、
② 温和な笑顔とやさしい言葉づかいで、
③ 簡単な言葉を交わすことから、お話を始めてほしいと思います。

④　返ってくる言葉や表情などから障がいのある人の気持ちや感情を察し、受けとめ、それに共感する気持ちを簡潔な言葉や表情で返してほしいと思います。

⑤　その後に、支援者のお話を伺うなどしてほしいと思います。

(2) 知的障がいのある人の困った場面の支援について

人権尊重の見地で対応していただきたいと、思います。

●適切な制止動作（適切な力加減）　●同性介助

●漏れて欲しくない情報（言語/視覚）の局限

参考図・発達障害と知的障害

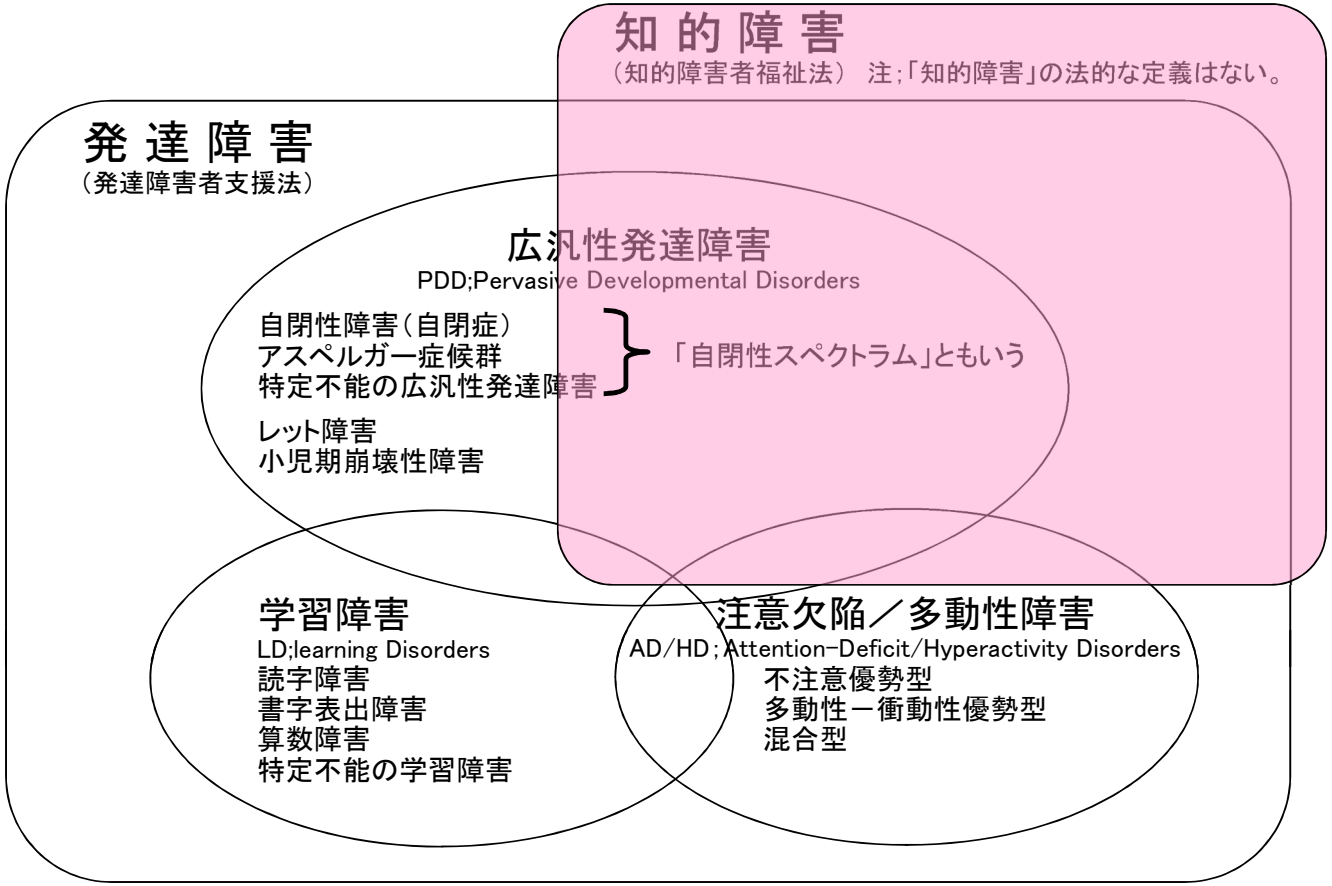

◎ 次は、発達障害または知的障害に含まれません。

□ 高次脳機能障害

成長し発達したあとに、疾患・外傷により生じた後天的な脳の損傷によって起こるさまざまな神経心理学的症状。
症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等。脳の損傷部位により異なる。

□ 認 知 症

一度知的能力が発達した後低下する。

◎ 発達障害者と高次脳機能障害のある人も障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けることができます。

それぞれの障害の特性

自閉性障害（自閉症）

●言葉の発達の遅れ
●コミュニケーションの障害
●対人関係・社会性の障害
●パターン化した行動・こだわり

アスペルガー症候群

●基本的に、言葉の発達の遅れはない
●コミュニケーションの障害
●対人関係・社会性の障害
●パターン化した行動・興味・関心のかたより
●不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥/多動性障害

●不注意（集中できない）
●多動・多弁（じっとしていられない）
●衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学 習 障 害

●「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べ手、極端に苦手

知 的 障 害

●知的機能の障害が発達期（18歳）までに生じた
●日常生活において物事を判断したり、必要に応じて適切な行動をとる能力が全般的に遅れた水準に止まっている状態にある
（10の適応技能の領域のうち2以上の領域で支援を必要としていること。—適応技能の領域とは、①コミュニケーション、②身辺処理、③家庭生活、④社会的スキル、⑤地域社会の利用、⑥自己志向性・自己管理・自己決定、⑦健康と安全、⑧実用的教科学習、⑨余暇、⑩職業。）
●知能指数がIQ70～75以下